

○国土交通省告示第千七十四号

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成十八年政令第三百七十九号）第十四条第一項及び第二項の規定に基づき、不特定かつ多数の者等が利用する便所の配置の基準等を次のように定める。

令和六年八月六日

国土交通大臣 齊藤 鉄夫

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令の規定により不特定かつ多数の者等が利用する便所の配置の基準等を定める件

第一 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（以下「令」という。）第十四条第一項に規定する国土交通大臣が定める配置の基準は、同項の便所（以下「不特定多数利用便所」という。）を特定の階に偏ることなく設けることその他の不特定かつ多数の者又は高齢者、障害者等（令第五条第一号に規定する公立小学校等及び法第十四条第三項の条例で定める特定建築物にあつては、多数の者。以下「不特定多数の者等」という。）が不特定多数利用便所を利用する上で支障がない位置に設けることとする。

第二 令第十四条第一項に規定する国土交通大臣が定める階は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

一 直接地上へ通ずる出入口のある階であつて、不特定多数利用便所を一以上設ける施設が同一敷地内の当該出入口に近接する位置にあるもの

二 不特定多数の者等が利用する部分の床面積が著しく小さい階、不特定多数の者等の滞在時間が短い階その他の建築物の管理運営上不特定多数利用便所を設けないことがやむを得ないと認められる階

第三 令第十四条第二項に規定する国土交通大臣が定める数は、次の各号に掲げる場合の区分に依り、当該各号に定める数とする。ただし、当該数が令第十四条第一項の規定により不特定多数利用便所を設ける階（以下「便所設置階」という。）に設ける不特定多数利用便所（車椅子使用者用便房のみを設けるものを除く。）の数を超える場合にあつては、当該不特定多数利用便所の数とする。

一 便所設置階の床面積が一万平方メートルを超え、四万平方メートル以下の場合 二
二 便所設置階の床面積が四万平方メートルを超える場合 当該床面積に相当する数に二万分の一を乗じて得た数（その数に一未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数）

第四 令第十四条第二項に規定する車椅子使用者が円滑に利用できるものとして国土交通大臣が定める構造は、次の各号に掲げるものとする。

一 腰掛便座、手すり等が適切に配置されていること。

二 車椅子使用者が円滑に利用することができるよう十分な空間が確保されていること。

第五 令第十四条第二項ただし書に規定する車椅子使用者が車椅子使用者用便房を利用する上で支障がないものとして国土交通大臣が定める場合は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

一 便所設置階が直接地上へ通ずる出入口のある階であり、かつ、車椅子使用者用便房を一以上（当該車椅子使用者用便房に男子用及び女子用の区別を設ける場合にあつては、それぞれ一以上）設ける施設が同一敷地内の当該出入口に近接する位置にある場合

二 令第十四条第二項本文の規定により便所設置階の不特定多数利用便所に設けるべき車椅子使用者用便房の全部又は一部を、当該便所設置階以外の便所設置階の不特定多数利用便所に設ける場合

三 次のイ又はロに掲げる便所設置階の区分に応じ、当該イ又はロに定める場合

イ 男子用の不特定多数利用便所のみを設ける便所設置階 当該不特定多数利用便所のうち一以

上（当該便所設置階の床面積が一万平方米を超える場合にあつては、第三各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める数以上）に、男子用の車椅子使用者用便房を一以上設ける場合

ロ 女子用の不特定多数利用便所のみを設ける便所設置階 当該不特定多数利用便所のうち一以

上（当該便所設置階の床面積が一万平方米を超える場合にあつては、第三各号に掲げる

場合の区分に応じ、当該各号に定める数以上）に、女子用の車椅子使用者用便房を一以上設ける場合

四 床面積が千平方メートル未満の便所設置階を有する建築物に、床面積が千平方メートル未満の階の床面積の合計に千分の一を乗じて得た数（その数に一未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた数）（千平方メートル未満の便所設置階（車椅子使用者用便房のみを設ける不特定多数利用便所のみを設けるものを除く。）の階数に相当する数を超える場合にあつては、当該階数に相当する数）に令第十四条第二項本文の規定により床面積が千平方メートル以上の便所設置階に設けるべき車椅子使用者用便房の数を加えた数（第一号に規定する施設が同号に規定する位置にある場合にあつては、当該数から当該施設に設ける車椅子使用者用便房（当該車椅子使用者用便房に男子用及び女子用の区別を設ける場合にあつては、それぞれの車椅子使用者用便房）の数を差し引いた数）以上の車椅子使用者用便房（当該車椅子使用者用便房（男子用の不特定多数利用便所及び女子用の不特定多数利用便所を設ける階に設けるものに限る。）に男子用及び女子用の区別を設ける場合にあつては、それぞれの車椅子使用者用便房）を設ける場合

附 則

（施行期日）

1 この告示は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令の一部を改正する政

令（令和六年政令第二百二十一号）の施行の日（令和七年六月一日）から施行する。

（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令の規定により車いす使用者用便房の構造を定める件の廃止）

2 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令の規定により車いす使用者用便房の構造を定める件（平成十八年国土交通省告示第千四百九十六号）は、廃止する。